

須崎市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定及び管理運用に関する要領

（趣旨）

第1条 この要領は、気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「法」という。）

第19条第1項に規定する熱中症特別警戒情報が発表された場合において、市民その他の者（以下「市民等」という。）に開放することができる市内の指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定及び管理運用に関し必要な事項を定めるものである。

（指定施設）

第2条 クーリングシェルターとして指定する施設は、須崎市内の公共施設、商業施設とする。

2 市長は、法第21条第1項の規定に基づき、市の施設であつて同項各号に掲げる基準（以下「指定基準」という。）に適合するものをクーリングシェルターとして指定することができる。なお、市長以外の者が管理する施設の指定については、同条第2項の規定に基づき、当該施設の管理者の同意を得たのち、当該施設をクーリングシェルターに指定し、同条第3項の規定による協定を締結するものとする。

3 市長は、法第21条第4項の規定に基づき、前項の規定により指定したとき及び協定を締結したときは、クーリングシェルターの名称、所在地、開放可能日等及び開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数を公表しなければならない。

4 前項の規定は、同項の規定により公表した事項の変更について準用する。

5 市長は、法第22条第1項各号又は第2項に該当するときは、第1項の規定による指定を取り消すことができる。

6 市長は、前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を公表しなければならない。

（指定施設の要件）

第3条 クーリングシェルターは、次の要件を満たすものとする。

（1）当該施設が、適当な冷房設備を有すること

（2）熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を住民その他の者に開放することができることその他当該施設の管理方法が環境省令で定める基準に適合するものであること

（3）市長以外の者が管理する施設については、市と「須崎市熱中症対策指定暑熱避難施設の管理運用に関する協定書」を締結し、その内容を履行できること

（市長以外の者が管理する施設の指定の手続）

第4条 クーリングシェルターの指定を受けようとする者は、「須崎市クーリングシェルター」指定申込書（別記様式第1号）に必要事項を記載の上、持参・郵送・電子メール等の方法で市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による書類の提出があったときは、内容を精査し当該施設が指定要件を満たしていると認めたときは、当該施設をクーリングシェルターとして指定し、当該申込を行ったものに対して市と須崎市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）指定通知書（別記様式第2号）を交付するものとする。
- 3 前項の規定による指定の通知後、須崎市指定暑熱避難施設の管理運用に関する協定を締結するものとする。
- 4 施設の管理者は、前項の規定による協定の締結後、協定の内容に変更が生じた場合は、須崎市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定に係る変更届出書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による届出があったときは、クーリングシェルターに係る協定を変更するものとする。
- 5 市長は、クーリングシェルターが次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに協定を廃止するものとする。
 - (1) 法第22条第1項第1号若しくは第2号又は第2項に該当するとき。
 - (2) その他協定を締結することが適切でないとき。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。